



題だということを痛感するわけです。私はいまそれらの具体的な問題について一々ここで取り上げて論議をしよう。というような考え方は毛頭ないので、そういうつもりではないが、ただその中から、いろいろ感じさせられる問題を二、三お尋ねをしたいということなんです。しかし、いま申し上げたあの石淵ダム建設に伴つての水没者に対する対策ないしはその後の生活の実態、そういう問題等について、もし当局のほうからそれは事実と違うとか何か、そういう点でお話があるなら、まず承ります。

○丹羽委員長 予定時間がありますから、簡単に御答弁願います。

○町田政府委員 石淵ダムのこまかい資料はまだいま持ち合せておりませんので、御指摘のような事実がはたしてあったかどうか、ちょっとそこではお答えできませんが、その後最近の実情を申し上げますと、御承知のとおり、損失補償基準要綱もできまして、これに基づきまして各起業者で適切な補償をやつております。それ以上に現在私どもが困つておりますのは、その補償金自當てに、從来家もなかつところへ、ダム周辺にわざわざ家を建てるとかいうふうなケースがあり、むしろそういったダム建設に伴う不正な補償、そういうものをどういうふうにして防止をするかということに頭を痛めておるような実情でございます。

○西宮委員 私は、この問題を通して考えさせられる問題の一つは、この土地収用法がどういうふうに利用されているかという点であります。少なくともいままでは、土地収用法にかかるぞということが、一種の威嚇的に使わ

れておるということは否定できない事実だ。それはあえて石淵の問題だけではなくて、伝家の宝刀を抜くぞということでおどかしをかけて、それで問題を簡単につきめてしまおう、こういふうに板塊ねをしたら、ないとお答えになるに相違ないとと思うのですが、ただ私は、これから先も、この法律をどういうふうに、やはりできるだけは合意の上で話をきめるということを中心にしていくのか、あるいはむしろそらではなしに、初めからこの法律を適用させる、こういう態度でいくのか、ということをお尋ねしたいと思うのです。

○河野国務大臣 だいぶ実際仕事をしております者の苦労しておりますことはかけ離れがござります。御承知のように、今日全体の工事を通じて、土地の問題、要するに取得が終わるまでが八割の仕事といわれるくらいに、この問題を解決することが、工事をやるよりもむしる非常に大きな仕事に考えて行政をやつておるような始末でござります。なつかつ非常に工事が遅延しております。遅延は工事にかかって遅延するのじゃない、用地の取得にかかっておる。その遅延するのはなぜかといふと、収用法そのものの運用が非常にスローで、収用法にかけても半年、一年はかかるのだ、だから収用法にかけるよりは話し合いでやつたほうが早いのじゃないかというので、話し合いが現実でございます。したがつて、こ

れをおどしの種に使ってどんどん片づけを終えられるといふことは否定できない事実だ。それはあえて石淵の問題だけではなくて、伝家の宝刀を抜くぞと/orして、おどかしをかけて、それで問題を簡単につきめてしまおう、こういふうに板塊ねをしたら、ないとお答えになるに相違ないとと思うのですが、ただ私は、これから先も、この法律をどういうふうに、やはりできるだけは合意の上で話をきめるということを中心にしていくのか、あるいはむしろそらではなしに、初めからこの法律を適用させる、こういう態度でいくのか、ということをお尋ねしたいと思うのです。

○河野国務大臣 だいぶ実際仕事をしておられます者の苦労しておりますことはかけ離れがござります。御承知のように、今日全体の工事を通じて、土地の問題、要するに取得が終わるまでが八割の仕事といわれるくらいに、この問題を解決することが、工事をやるよりもむしる非常に大きな仕事に考えて行政をやつておるような始末でござります。なつかつ非常に工事が遅延しております。遅延は工事にかかって遅延するのじゃない、用地の取得にかかっておる。その遅延するのはなぜかといふと、収用法そのものの運用が非常にスローで、収用法にかけても半年、一年はかかるのだ、だから収用法にかけるよりは話し合いでやつたほうが早いのじゃないかというので、話し合いが現実でございます。したがつて、こ

れをおどしの種に使ってどんどん片づけを終えられるといふことは否定できない事実だ。それはあえて石淵の問題だけではなくて、伝家の宝刀を抜くぞと/oりして、おどかしをかけて、それで問題を簡単につきめてしまおう、こういふうに板塊ねをしたら、ないとお答えになるに相違ないとと思うのですが、ただ私は、これから先も、この法律をどういうふうに、やはりできるだけは合意の上で話をきめるということを中心にしていくのか、あるいはむしろそらではなしに、初めからこの法律を適用させる、こういう態度でいくのか、ということをお尋ねしたいと思うのです。

○河野国務大臣 だいぶ実際仕事をしておられます者の苦労しておりますことはかけ離れがござります。御承知のように、今日全体の工事を通じて、土地の問題、要するに取得が終わるまでが八割の仕事といわれるくらいに、この問題を解決することが、工事をやるよりもむしる非常に大きな仕事に考えて行政をやつておるような始末でござります。なつかつ非常に工事が遅延しております。遅延は工事にかかって遅延するのじゃない、用地の取得にかかっておる。その遅延するのはなぜかといふと、収用法そのものの運用が非常にスローで、収用法にかけても半年、一年はかかるのだ、だから収用法にかけるよりは話し合いでやつたほうが早いのじゃないかというので、話し合いが現実でございます。したがつて、こ

れをおどしの種に使ってどんどん片づけを終えられるといふことは否定できない事実だ。それはあえて石淵の問題だけではなくて、伝家の宝刀を抜くぞと/oりして、おどかしをかけて、それで問題を簡単につきめてしまおう、こういふうに板塊ねをしたら、ないとお答えになるに相違ないとと思うのですが、ただ私は、これから先も、この法律をどういうふうに、やはりできるだけは合意の上で話をきめるということを中心にしていくのか、あるいはむしろそらではなしに、初めからこの法律を適用させる、こういう態度でいくのか、ということをお尋ねしたいと思うのです。

○河野国務大臣 いまのお話は、だいぶ古い話じゃないかと思います。今日の実例を申しますと、実際は、大体団体交渉でやつておるようあります。地元の沿線の該当業者が集まって、そ

うして役所のほうとの間に交渉しておるという例が多い。その中でおれは仲間に入らぬというのは、もつとこわばつた人が仲間に入らぬといふのであって、特に安く買う、予定価格を下回って買うというような例は全然ございません。しかも予定価格は、かねて申しておりますとおりに、地方の実際を十分調査した上でやつておりますから——あとから考えてみると、安かつたじやないかということにはなると思います。道路をつけることによつてもしくは公共投資することによつて、地価が上りますから、三年、五年たつて、あの地所は安かつたじやないか、これはあると思います。しかし、それはあると思います。さて、地価でやつておるのでありますから、そういうことはないと思います。

それから、民間鉄道が軌道の用地を買つというような場合には、こういう法律は適用さすべきじゃないと思ひます。例外中の例外で、必ずしも絶無とは申しませんけれども、おそらく他の法律でいいのであって、いま改正をお願いしておるような法律は、民間にはこれをみだりに適用さすべきではないと考えております。

○丹羽委員長 西宮君、よろしうござりますか、もう時間もはるか超過いたしております。紳士協約は守つてください。

○西宮委員 あと二点だけ簡単にお尋ねいたしますが、例の再建計画なりあるいは現物補償なり、こういう点をもっと徹底させるべきだ。たとえば、いままの石淵のときは、そういう点が行なわれなかつたところに問題があると思うのですが、これを今後どういうふ

うに徹底していくか。大臣の方針をお尋ねしたい。

○河野国務大臣 その点も、私は先ほどちょっと述べましたが、今日ダムの補償のごときは、逆な場合が多うございません。

いまして、代替地を提供せいとか何をどういうふうにせいとかいうようなことは、およそわれわれの想像できるも

のは、そして可能なことは全部考えてやつておるのであって、そうして話し合いをしておることは事実でございま

す。いまお話をのような、いまから十

年、十五年前のようなことは全然ございませんで、逆に困つておりますの

は、ダムの予定地に新しく家を建てて、待ちかまえておつて、きたらば

まいをやろうと、先ほど申しましたように現にあるのでございま

す。実はもう三千何軒建つてしまつた、

どうしようかと、いうふうなことでございまして、およそいま御心配いただ

いておるようなことは逆の方向に行つておる。それをどうしようかといふことを心配しておるというのが現実だと私は思つております。十二分に相談に乗つて、いやしくもあとでお困りになつたうようなことのないように、厳に戒めてやらせることにいたしたいと思つております。

○西宮委員 大臣のお答であります

し、昭和三十六年に現在の特例法がで

きた際にも、その点を当時の大臣は強

調しておつたのであります。ところ

が、たとえば道路公團で出してお

る「用地補償のあらまし」というのを

見ると、代替地の提供は、通常公團が

適当な代替地を持つておられる場合でない

ときには収用法にかけるのだ、こう

いう考え方が、政府のほうに一貫して

いるのじやないかということを私は非

常に心配するのです。その意味でそ

のとおりではないということを私は非

常に心配するので、その点をお尋ねし

たい。

○河野国務大臣 現にそういうことでやつております。これは自分の當面し

た実例でございますが、昨年の夏に、

京葉道路の用地買収の現場にまいりま

した。ところが、話が進まぬ、なぜ代

替地をさがぬかと言つて、代替地を

おきさせて、代替地を買わせまし、そ

うして話をつけた。自分で直に命令

しまして、直に代替地を買わせまし、直にやらせたというようなことで

やつておりますから、これからは、そ

ういうふうにやると思います。

○西宮委員 行政監察局長が来ており

ますので、「一言だけお尋ねしたいので

すが、それは、先ほど大臣は、無理に安

く買おうといふようなつもりはないと

いうお話をですが、ことしの五月に行政

機関の認定価格というようなものを参

考としてきめるというふうにして、指

示してきております。それの價値で大

き買おうといふようなつもりはないと

云つておきますが、そこで言うところの

適切妥当な価格で買えない場合は云

云、あるいは時価で買えない場合は云

いいたしますが、そこでは「この法律で買おうといふ」というふうなことにしておりま

すが、それは、先ほど大臣は、無理に安

く買おうといふようなつもりはないといふ

ことでもございまして、これは周囲の

関係から、少し高くお買いになるとい

う気持ちもございましょう。しかしこ

れは安いこともいけない、高いことも

いけない、およそ政府のほうでは時価で買おうといふことになつております。

まあ、その点を今回の改定によりま

して、ある段階まで十分手を尽くし

て、そして結論が得られなければ、期限

を切つたこの収用法によって結論を得

るということで、ある時期まではいき

たいといふ気持ちであります。

○西宮委員 これで質問を終わること

にいたしますが、そこで「この法律で

買おうといふ」というふうなことにしておりま

すから、しかもそこに書いてありますけ

ども、これは先ほどから申しますように、國鐵でも建設省でも同じことだ

ぞ、それを見ると、用地費が高くなる

が、それをいつてやれと書つてありますけ

ども、これは先ほどから申しますように、國鐵でも建設省でも同じことだ

が書いてあつて、初めから断つておるという例が多い。その中でおれは仲間に入らぬというのは、もつとこわ

ばつた人が仲間に入らぬといふのであって、特に安く買う、予定価格を下

回つて買うというような例は全然ございません。

しかも予定価格は、かねて申しておりますとおりに、地方の実際を十分調査した上でやつておりますから

——あとから考へてみると、安かつたじやないかということにはなると思

います。道路をつけることによつて、

もしくは公共投資することによつて、

地価が上りますから、三年、五年たつて、あの地所は安かつたじやないか、これはあると思います。

しかし、それはあると思います。

○丹羽委員長 西宮君、よろしうござりますか、もう時間もはるか超過いたしてあります。

○西宮委員 あと二点だけ簡単にお尋ねいたしますが、例の再建計画なりあるいは現物補償なり、こういう点をもっと徹底させるべきだ。たとえば、いままの石淵のときは、そういう点が行なわれなかつたところに問題がある

と思うのですが、これを今後どういうふ

うに徹底していくか。大臣の方針をお尋ねしたい。

が、逆の面から、行管がそういう指摘をしたのだろうと思いますが、実際仕事

事をいたしておりますものといたしま

しては、今までのところは、収用法

にかけばかえつて長引いてしまう。

長引いてしまうから、少々交渉の期間

が長引いても、交渉のほうが早い。だ

から、そのことでやつて、かえつてお

しかりを受けることが実際だら

う思います。実際仕事をしておりま

す立場としてはよくわかるところでございまして、その点を今回の改定によりま

して、ある段階まで十分手を尽くし

て、そして結論が得られなければ、期限

を切つたこの収用法によって結論を得

るということで、ある時期まではいき

たいといふ気持ちであります。

○西宮委員 大臣のお答であります

し、昭和三十六年に現在の特例法がで

きた際にも、その点を当時の大臣は強

調しておつたのであります。ところ

が、たとえば道路公團で出してお

る「用地補償のあらまし」というのを

見ると、代替地の提供は、通常公團が

て、やはり土地の価格の問題がぶつかったままになつております。いろいろ考へられておると思うのですが、これに対する、ただいまの段階における大臣の地価高騰に対する施策として、どんな構想を持つておられるか。相當具体的なものが現在あるやいなことはあるのかどうか。ともかく、これはあらゆる土地利用の政策に関連して、ひととお伺いしておきたい。

○河野国務大臣 特定の目的のために用地を取得するについて、特定の法律を研究中であります。それとは別に、いまお尋ねのよう、一般的に申しますれば、私は需要供給の関係である。一部は仮需要があつて、したがつてこれが地価高騰の原因である、したがつて供給量をふやすことが一番大きな問題である。でござりますから、公共投資をすみやかにいたしまして、そして供給の面において、所要される土地をなるべく広範に提供するようになることが必要であるという考え方のものに、道路その他土地利用を大幅にするための公共投資を急いでいく、こういう所存でございます。

○吉田(賢)委員 それから第二問といたしまして、これは当然土地収用法の特別措置法の特定事業になつておられます、いわゆる国際新空港の問題、この間、委員会におきまして、社会党の赤松委員からも御質問があつたらしいですが、昨夜の夕刊によりますと、何か、閣内で新国際空港の意見がまつ二つに分かれて、対立的な印象を

国民に与えておる。これは実に遺憾なことであります。聰明な練達の大臣では、第一は羽田空港を廃止するという御意見を持つておられるかどうか。そして答申も見ております。これを調べてみると、三十名の委員で、ずいぶんと専門家が寄り、慎重に検討した結果らしいのだが、これが答申を出しておられます。またあるいは産業計画会議なども勧告したりしておりますが、そういう幾多の民間の案とかあるいは審議会の案とかいろいろあるようですが、しかし、時勢は超音速機の非常に近接した状況にかんがみまして、早急に国際空港を設定しなければいくまいということが、それからまたこれに関連して、建設費ということになると、これは膨大なものでございまして、やはり千億円をこえることは自明の理でありますから、こういうことにかんがみますると、これはまたいろんな角度から見て、きわめて重要でありますので、この機会に、大臣のこの国際空港に対する御所信、どこにどうしようとなさるのか、いま述べました数個の点について、いずれもこれをどういうふうに批判しておられるのか、この点、ひとつはつきり聞きたいと思います。

○河野国務大臣 昨日、実は閣議におきました、航空行政は運輸行政であることを發言することは適當でないというお小言を受けました。しかし、私はそうは思ひぬのであります。それは所管は運輸省かもしませんが、國務大臣として、ないしはまた首都圏整備委員長として、首都を中心として、航空に對して考え、計画を立てることは当然のことである。しかし最終決定は、むろん運輸省において、それでいか悪くあります。してみれば、現在の東京においては、第一は羽田空港を廃止するという御意見を持つておられるかどうか。それは、羽田をもう一つは、すでに昨年航空審議会におきまして決定を見まして、そして答申も見ております。これを調べてみると、三十名の委員で、ずいぶんと専門家が寄り、慎重に検討した結果らしいのだが、これが答申を出しておられます。またあるいは産業計画会議なども勧告したりしておりますが、そういう幾多の民間の案とかあるいは審議会の案とかいろいろあるようですが、しかし、時勢は超音速機の非常に近接した状況にかんがみまして、早急に国際空港を設定しなければいくまいということが、それからまたこれに関連して、建設費といふことになると、これは膨大なものでございまして、やはり千億円をこえることは自明の理でありますから、こういうことになりますと、皆さん御承知のとおりに、七年先にアメリカでそういう飛行機ができる飛行計画になつておるということだそうでございまして、私は、七年先でも十年先でもよろしい、そういうものを考えてその用意をしていくような、財政が豊かで、そしてそれだけの余裕がある国家になりたいとは考えます。なりたいとは考えますけれども、いま当面いたしておる羽田の飛行場は百万坪前後のものであつて、皆さんもたびたび御経験になりますように、いま飛行場がいっぱいだからおりられません、しばらくの間は上空でもつて待つていてなければいけません、霧がなんでござりますからどうぞいます、というふうな、ああいう込み合つた、定時に飛行機が発着できぬというような飛行場をそのままにしておくことは適當でなかろう、やはり国際水準までの飛行場を持つことが必要である。いやしくも世界の

つゝ、しかも狭い飛行場で満足しておる都市はございません。どこへ行きましても、大体ABCくらいの飛行場はあります。少なくとも二ヵ所、多いところは三ヵ所の飛行場を持つておられます。してみれば、現在の東京においては、あの飛行場で七年先まであれども、ござりますから、運輸省からも首都圏整備委員会の中には有力な事務当局をはじめて検討しておるのでありますから、決して私は間違つておるとは思つていないのであります。ただ、新聞の記事で誤解を生じますことは、いま吉田さんもお話しになりましたとおりに、超音速の旅客機は一体いつ飛ぶのだ、どういう計画があるのであります。たゞあるいは産業計画会議なども勧告したりしておりますが、そういう幾多の民間の案とかあるいは審議会の案とかいろいろあるようですが、しかし、時勢は超音速機の非常に近接した状況にかんがみまして、早急に国際空港を設定しなければいくまいということが、それからまたこれに関連して、建設費といふことになると、これは膨大なものでございまして、やはり千億円をこえることは自明の理でありますから、こういうことになりますと、皆さん御承知のとおりに、七年先にアメリカでそういう飛行機ができる飛行計画になつておるということだそうでございまして、私は、七年先でも十年先でもよろしい、そういうものを考えてその用意をしていくような、財政が豊かで、そしてそれだけの余裕がある国家になりたいとは考えます。なりたいとは考えますけれども、いま当面いたしておる羽田の飛行場は百万坪前後のものであつて、皆さんもたびたび御経験になりますように、いま飛行場がいっぱいだからおりられません、しばらくの間は上空でもつて待つていてなければいけません、霧がなんでござりますからどうぞいます、というふうな、ああいう込み合つた、定時に飛行機が発着できぬというような飛行場をそのままにしておくことは適當でなかろう、やはり国際水準までの飛行場を持つことが必要である。いやしくも世界の

ますと、羽田をそのままにしておいて、しかも狭い飛行場で満足しておる都市はございません。どこへ行きまして、羽田をそのままにしておいたのでは適当でないことがあります。千葉の海岸も長いのかどうかと、いうことになります。そしてみれば、現在の東京においては、あの飛行場で七年先まであれども、ござりますから、運輸省からも首都圏整備委員会の中には有力な事務当局をはじめて検討しておるのでありますから、決して私は間違つておるとは思つていないのであります。ただ、新聞の記事で誤解を生じますことは、いま吉田さんもお話しになりましたとおりに、超音速の旅客機は一体いつ飛ぶのだ、どういう計画があるのであります。たゞあるいは産業計画会議なども勧告したりしておりますが、そういう幾多の民間の案とかあるいは審議会の案とかいろいろあるようですが、しかし、時勢は超音速機の非常に近接した状況にかんがみまして、早急に国際空港を設定しなければいくまいということが、それからまたこれに関連して、建設費といふことになると、これは膨大なものでございまして、やはり千億円をこえることは自明の理でありますから、こういうことになりますと、皆さん御承知のとおりに、七年先にアメリカでそういう飛行機ができる飛行計画になつておるということだそうでございまして、私は、七年先でも十年先でもよろしい、そういうものを考えてその用意をしていくような、財政が豊かで、そしてそれだけの余裕がある国家になりたいとは考えます。なりたいとは考えますけれども、いま当面いたしておる羽田の飛行場は百万坪前後のものであつて、皆さんもたびたび御経験になりますように、いま飛行場がいっぱいだからおりられません、しばらくの間は上空でもつて待つていてなければいけません、霧がなんでござりますからどうぞいます、というふうな、ああいう込み合つた、定時に飛行機が発着できぬというような飛行場をそのままにしておくことは適當でなかろう、やはり国際水準までの飛行場を持つことが必要である。いやしくも世界の

ますと、羽田をそのままにしておいて、しかも狭い飛行場で満足しておる都市はございません。どこへ行きまして、羽田をそのままにしておいたのでは適當でないことがあります。千葉の海岸も長いのかどうかと、いうことになります。そしてみれば、現在の東京においては、あの飛行場で七年先まであれども、ござりますから、運輸省からも首都圏整備委員会の中には有力な事務当局をはじめて検討しておるのでありますから、決して私は間違つておるとは思つていないのであります。ただ、新聞の記事で誤解を生じますことは、いま吉田さんもお話しになりましたとおりに、超音速の旅客機は一体いつ飛ぶのだ、どういう計画があるのであります。たゞあるいは産業計画会議なども勧告したりしておりますが、そういう幾多の民間の案とかあるいは審議会の案とかいろいろあるようですが、しかし、時勢は超音速機の非常に近接した状況にかんがみまして、早急に国際空港を設定しなければいくまいということが、それからまたこれに関連して、建設費といふことになると、これは膨大なものでございまして、やはり千億円をこえることは自明の理でありますから、こういうことになりますと、皆さん御承知のとおりに、七年先にアメリカでそういう飛行機ができる飛行計画になつておるということだそうでございまして、私は、七年先でも十年先でもよろしい、そういうものを考えてその用意をしていくような、財政が豊かで、そしてそれだけの余裕がある国家になりたいとは考えます。なりたいとは考えますけれども、いま当面いたしておる羽田の飛行場は百万坪前後のものであつて、皆さんもたびたび御経験になりますように、いま飛行場がいっぱいだからおりられません、しばらくの間は上空でもつて待つていてなければいけません、霧がなんでござりますからどうぞいます、というふうな、ああいう込み合つた、定時に飛行機が発着できぬというような飛行場をそのままにしておくことは適當でなかろう、やはり国際水準までの飛行場を持つことが必要である。いやしくも世界の

ますと、羽田をそのままにしておいて、しかも狭い飛行場で満足しておる都市はございません。どこへ行きまして、羽田をそのままにしておいたのでは適當でないことがあります。千葉の海岸も長いのかどうかと、いうことになります。そしてみれば、現在の東京においては、あの飛行場で七年先まであれども、ござりますから、運輸省からも首都圏整備委員会の中には有力な事務当局をはじめて検討しておるのでありますから、決して私は間違つておるとは思つていないのであります。ただ、新聞の記事で誤解を生じますことは、いま吉田さんもお話しになりましたとおりに、超音速の旅客機は一体いつ飛ぶのだ、どういう計画があるのであります。たゞあるいは産業計画会議なども勧告したりしておりますが、そういう幾多の民間の案とかあるいは審議会の案とかいろいろあるようですが、しかし、時勢は超音速機の非常に近接した状況にかんがみまして、早急に国際空港を設定しなければいくまいということが、それからまたこれに関連して、建設費といふことになると、これは膨大なものでございまして、やはり千億円をこえることは自明の理でありますから、こういうことになりますと、皆さん御承知のとおりに、七年先にアメリカでそういう飛行機ができる飛行計画になつておるということだそうでございまして、私は、七年先でも十年先でもよろしい、そういうものを考えてその用意をしていくような、財政が豊かで、そしてそれだけの余裕がある国家になりたいとは考えます。なりたいとは考えますけれども、いま当面いたしておる羽田の飛行場は百万坪前後のものであつて、皆さんもたびたび御経験になりますように、いま飛行場がいっぱいだからおりられません、しばらくの間は上空でもつて待つていてなければいけません、霧がなんでござりますからどうぞいます、というふうな、ああいう込み合つた、定時に飛行機が発着できぬというような飛行場をそのままにしておくことは適當でなかろう、やはり国際水準までの飛行場を持つことが必要である。いやしくも世界の

ますと、羽田をそのままにしておいて、しかも狭い飛行場で満足しておる都市はございません。どこへ行きまして、羽田をそのままにしておいたのでは適當でないことがあります。千葉の海岸も長いのかどうかと、いうことになります。そしてみれば、現在の東京においては、あの飛行場で七年先まであれども、ござりますから、運輸省からも首都圏整備委員会の中には有力な事務当局をはじめて検討しておるのでありますから、決して私は間違つておるとは思つていないのであります。ただ、新聞の記事で誤解を生じますことは、いま吉田さんもお話しになりましたとおりに、超音速の旅客機は一体いつ飛ぶのだ、どういう計画があるのであります。たゞあるいは産業計画会議なども勧告したりしておりますが、そういう幾多の民間の案とかあるいは審議会の案とかいろいろあるようですが、しかし、時勢は超音速機の非常に近接した状況にかんがみまして、早急に国際空港を設定しなければいくまいということが、それからまたこれに関連して、建設費といふことになると、これは膨大なものでございまして、やはり千億円をこえることは自明の理でありますから、こういうことになりますと、皆さん御承知のとおりに、七年先にアメリカでそういう飛行機ができる飛行計画になつておるということだそうでございまして、私は、七年先でも十年先でもよろしい、そういうものを考えてその用意をしていくような、財政が豊かで、そしてそれだけの余裕がある国家になりたいとは考えます。なりたいとは考えますけれども、いま当面いたしておる羽田の飛行場は百万坪前後のものであつて、皆さんもたびたび御経験になりますように、いま飛行場がいっぱいだからおりられません、しばらくの間は上空でもつて待つていてなければいけません、霧がなんでござりますからどうぞいます、というふうな、ああいう込み合つた、定時に飛行機が発着できぬというような飛行場をそのままにしておくことは適當でなかろう、やはり国際水準までの飛行場を持つことが必要である。いやしくも世界の

力を結けていくつて、すみやかに羽田にかかるものにするか、ないしは、まだどういう結論になるか知らぬが、もう少し大型の、三、四百万坪のものを東京湾もしくはその周辺に、そういう適地があるかどうかということを調査することはいいだろ、検討すればいいだろうという結論になつたわけであります。私はその調査を続けていくといいます。私はその調査を続けていくといいます。

○吉田(質問員) その点は、少し私の質問のしかたがくどかったので、誤解

を生んだかもわかりませんが、私があなたに伺いたいのは、すでに答申案が出ておりますから、答申案に対する大臣の所見はいかがか、こういうふうな聞き方をしておられます。

それからもう一つは、一羽羽田をつぶすとかなんとか申しましても、すで

に聞けば千億円前後投資しておりますし、またローカル専門の空港が必要でありますことはもちろんであります。また

首都の付近に二港くらいなければならぬということは、これは世界の趨勢でありますし、したがつて、それを布置するのかどうかについての大臣の所見を聞いておきたい。これは新聞があれ

だけに伝えるのですから、私は相當重要な発言があつたものと考えられます。しかば、お互いの大臣がそれぞれ相当強い御所信を持ってお述べになつておるものと思いますので、羽田

の存置いかんというその点。

それからもう一つは、関連しまして

けれども、しきりにこれをめぐりまして

巷間いろいろな文書が飛びますが、あれ

るいは木更津で埋め立てをするとか、あるいは浦安で埋め立てをするとか、

膨大な経費が要るとか、いろいろそ

いつた暗躍があるとかいうことも伝わりますので、こういうふうな中にきわめて不明朗なものでも生じてしまりますと、われわれ国会をいたしましてもまことに遺憾でありますので、この辺、大臣の率直なところを聞きたいのです。別に私自身は、地域関係で何の利害も行きがかりも持つておりますので、非常に重大な問題であるだけに、その点に対する率直な御意見を伺つておきたいと思います。

○河野(質問員) 率直にお答えいたしましたが、答申案に対する意見はどう

か、こういうことでございますが、答申案は私は拝見いたしておりません。

これは運輸大臣に答申されまして、運輸大臣はささらにこれに対して今年度の

調査費をとつて、その調査費によって調査を進める、その答申案について、いいとか悪いとか、闘議の決定を

求められたことはございません。したがつて、運輸大臣はその答申案に基づいて、さりに今年度一億の調査費を要

求して、そうして今年度の予算に一億

五、六百億の予算をとられるというの

は、非常に私どもとしては重大でござ

ります。したがつてなるべく飛行場までの道路予算がかからぬところにした

い、これが私が浦安を主張するゆえんでございます。しかし浦安には地元の

非常な強い反対がござります。したがつて、私は浦安からなるべく海上遠

く離れたところにしたい。離れました

のも、そんなに五里も十里も行くわけ

じゃございませんけれども、浦安の海上の離れたところに、しかも埋め立て

にして十メートル前後までのところは

相当にあるから、調査をしてみるとい

うような民間から御要望もございま

す。したがつてもしそういう適地があ

るならばそこを考えたらどうだなけ

ればやむを得ません、必要なら考えて

みましょうということで、いませつ

く地質調査をしておるということでござります。東京港内にいろいろ意見も

ありますけれども、いずれにしても、

ありますけれども、いかえますと、国民的利益をはかる部

面において必ずしも適当でないことが

ある、こういう意味で、この改正案が出されておるものと了解するのであり

ますと、私は、現在までの法律の実施

の実績にかんがみまして、この程度の

法律の改正は適当である、こういうふ

うな原則的な考え方を持っております。

具体的に一、二申し上げますと、こ

の改正の大きな部面となつております、いわゆる海底を収用

対象とする問題であります。これは從来の例によりますと、まだまだそ

う必要性を認めていかつた時代であ

りましたが、日本の産業、經濟、文化

の改正によりまして、場合によつては海底の使用を必要とする事業

が相当に多くなつております。これに

対処するために、この点の改正を必要

とする、いわゆる漁業権を対象とする

収用権の改正が必要である。これは現

在の事態においては当然であるうとい

う考えを持つておるわけであります。

その他土地収用法の対象の事業として

あります、それに密接な関連を持つておる事業に対しても収用法の適用を

するということは、これは当然なこと

であります。

なお、各種の事務手続の簡素化と申

しますが、それに密接な関連を持つておる事業に対しても収用法の適用を

するということは、これは当然なこと

であります。

定が、あまりに煩瑣で、しかもその目的

を達成することができ難いのであります

という事態に対しても、各種の手続簡素化の改正が行なわれた。これもじつ

もつともな改正であるということであ

ります。

それから第四が、これも同じことで

ありますが、従来の収用委員会の構成が形式的に流れしており、その活動が必要も適当でなかった。いわゆる兼職禁止の規定をここに盛られたということも、事務の推進をはかるという意味において、適切な改正である。いわゆる兼職において、この改正の中に、公共用地の取扱に関する特別措置法の一部改正が盛られておりますが、御承知のとおりに、特例法は特に重要な事業について列挙をいたしておりますが、事態の進展に応じまして、必ずしも、これを列挙しておくだけでは、必要があるという場合、実情にかなうということで、限定できない場合がある。したがつて、これと同等の事業というものが今後出てくる可能性があるわけあります。そのためには十分考慮をしなければなりませんが、やはり一部政令に合わない場合もありますので、この点は、政令の制定には十分考慮をしなければなりません。それは、政令の実情に合っておる、こういうふうに考へるわけあります。

問題になつておりまする、収用委員会の裁決代行を、場合によって建設大臣が行なう——これは理論的にいろいろ議論があるわけでありますけれども、これもやはり一般法の事務の推進をはかる、収用法の目的に沿つた収用の推進をはかるという面からいって、場合によつては、二ヵ月以内に収用裁決がないときは、建設大臣が代行裁決、これも、国民的利益をはかる、万円の場合の法の改正でありますから、適当であるという考え方を持っておりま

す。

簡単であります、以上の次第によ

りまして、私どもは、自由民主党とともに、事務の推進をはかるという意味で、この規定を盛られたといふことを、事務の推進をはかるという意味で、この規定を盛られたといふことを、

おりまして、私どもは、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております土地収用法等の一部改正案に

**○丹羽委員長 岡本隆一君。**

私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております土地収用法等の一部改正案に

反対の理由は、政府がみずから

の政策の貧困を、権力をもつて補

んとする態度についてであります。最

近とみに増大せる公共事業は、非常な

用地難に苦しんでおります。いま政府

は、この用地難を、企業体の収用権を強

化することによって解決せんとしたし

てあります。しかし、問題は権力の強

化のみによっては断じて解決できるも

のではありません。用地難の最大の原

因は、最近の著しい地価の高騰にあり

ます。政府のいわゆる高度経済成長政策

は、企業の激しい設備拡張競争となり、

それは人口及び産業の著しい都市集中、ひいては宅地及び工場用地の値上

がりを呼びまして、この十年間に、地価

は全国平均で六倍、都心においては十

数倍に達しております。このことは、

呼び値が呼び値を生みまして、公共事

業にもその用地取得に著しく膨大な補

償が必要とするに至つてゐるのであり

ます。すなわち、政府の公共投資を置き忘れた経済成長政策が、いまにわかつて、生活の面で苦しめ、政府みずからも公社用地の取得難に苦しんでいるのであります。

いま、政府は、何らの地価対策をとります。まさに専制的権限であり、土

暴騰の最大の原因となり、土地を投機の対象として、至るところ宅地開発が行なわれ、最近の新聞紙などに見る誇

りまして、私どもは、自由民主党としてこの改正案に賛成をいたす次第であります。

河野建設大臣も、これは無理を承ります。委員会の審査の過程において、河野建設大臣も、これは無理を承

ります。委員会の審査の過程において、河野建設大臣も、これは無理を承

た取用権を背景に用地を取得したものに、当然付随すべき義務を課することを忘れて、権限を強化して、起業者の便宜のみを考え、公共の福祉を第二義的立場に追いやつております。かかる改悪案に対しては、日本社会党は残念ながら賛成することができません。

以上をもって、本案反対の趣旨説明を終わります。

○丹羽委員長 吉田賢一君。

吉田賢一君。私は、民主社会党を代表いたしまして、本案には賛成するものであります。

しかしながら、この土地收用法自体は、国民の権利義務に関するものであります。重大な法律であり、またその構造は、各省庁にわたりまして、幾多の規定を含んでおる重大な法律でありますので、問題の数点を指摘いたしまして、何ゆえ賛成するかの理由を明らかにしたいと思います。

まず第一点は、この法律は、二つの大きな矛盾した根本的要素を包含了しております。それは憲法で明らかに私有財産の保護であります。私有財産の保護を絶対的に主張いたしますと、公共の用途は狭められ、多くの公共事業がなし得なくなることは、理の当然であります。そこで公共の利益と相調和する、この点におきまして、私有財産の保護は与えられておるものと考えます。そこで、この公共の利益を増進し私有財産を保護するということは、元来は矛盾する要素であろうと考えます。なぜならば、もし公共事業の理由のもとに私有財産、土地所有権を收用するとなれば、まさにこれは私有財産の侵害であります。侵害で

あるが、公共の事業の立場から見ますと、それが必要である。必要と侵害とをいかにして解決するかというところに、非常にむずかしい点がございません。絶対的に公共性優位を主張いたします。絶対的に公共性優位を主張いたします。土地国有論というところまで到着することになるかもしれません。このようにして私有財産の絶対性を否定し、また公共の事業を推進するに必要な規制を加えて、この両者を調整するといふことが根本的に重要でござりますので、ここにおきまして幾多の問題が生じてまいります。公共性からまいります。絶対的に公共性優位を主張いたします。参考人の所見を聞いた次第でございます。これらの点につきましては、やはり政令の制定にあたりまして、この委員会での発言を尊重せらるべきであります。

第三の問題点は、地価問題であります。地価問題はいまなおくるる回りに、地価から見ると、正当な補償を強く要請いたします。公共性からまいりますので、これをいかにして調整するかということが大きな問題であります。から、收用法の手続の簡素化も必要であるし、また、補償の適正執行も必要である。両者両全を期するところに妙があると思いますので、私は、問題は問題といったしまして、この法律の持つておる使命とその性格がこのようないくつかあることを指摘いたしまして、運用の適切を期すべきではないかと考えておるのであります。

第二の点は、政令に重要な特別公共事業が認定し得る権限を付与した点であります。これは、私が河川法の改正にあたつても指摘いたしましたごとく

第七番目には、新たに海底もしくは水面の埋め立て等に伴いまして、漁業権が補償の対象になつて浮かび出ました。これは当然なことでございます。その行使は厳に慎重を期すべきであることを強く要請せざるを得ないのでござります。

第七番目には、新たに海底もしくは水面の埋め立て等に伴いまして、漁業権が補償の対象になつて浮かび出ました。これは当然なことでございます。その行使は厳に慎重を期すべきであることを強く要請せざるを得ないのでござります。

第七番目には、新たに海底もしくは水面の埋め立て等に伴いまして、漁業権が補償の対象になつて浮かび出ました。これは当然なことでございます。その行使は厳に慎重を期すべきであることを強く要請せざるを得ないのでござります。

第七番目には、新たに海底もしくは水面の埋め立て等に伴いまして、漁業権が補償の対象になつて浮かび出ました。これは当然なことでございます。その行使は厳に慎重を期すべきであることを強く要請せざるを得ないのでござります。

第七番目には、新たに海底もしくは水面の埋め立て等に伴いまして、漁業権が補償の対象になつて浮かび出ました。これは当然なことでございます。その行使は厳に慎重を期すべきであることを強く要請せざるを得ないのでござります。

第七番目には、新たに海底もしくは水面の埋め立て等に伴いまして、漁業権が補償の対象になつて浮かび出ました。これは当然なことでございます。その行使は厳に慎重を期すべきであることを強く要請せざるを得ないのでござります。

は、万人太体一致するところでござりますので、完全な改正ではありませんけれども、私は、将来に法律と制度のより完ぺきを期し、最善の姿にすることを期待いたします。

○丹羽委員長 これにて討論は終局いたしました。これより、土地収用法等の一部を改正する法律案を採決いたします。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立多数。よつて、土地収用法等の一部を改正する法律案は原案のとおり可決いたしました。

○丹羽委員長 起立多数。よつて、土地収用法等の一部を改正する法律案は原案のとおり可決いたしました。

○丹羽委員長 起立多数。よつて、土地収用法等の一部を改正する法律案は原案のとおり可決いたしました。

○丹羽委員長 起立多数。よつて、土地収用法等の一部を改正する法律案は原案のとおり可決いたしました。

〔参考〕  
土地収用法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、本法の施行に当たつて

は、左の諸点について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

は、漁業調整委員会、関係行政機関をはじめ、沿岸漁業権者等の意見を十分に尊重し、また、一般被

用者の生活再建についても、職業の斡旋、新たな漁場・換地等の確保について、総合的かつ具体的な方策を講ずること。

二、特定公共事業に係る緊急裁決に當たつては、収用委員会は期間内に、裁決をなすよう鋭意努力し、また建設大臣は、代行裁決に當たつては慎重を期し、乱用すること

のないよう留意すること。

三、公共事業の施行に當たつては、各種事業計画の有機的総合化をはかり、被収用者の生活基盤の確保について考慮すること。

右決議する。

一、二項、三項とございますが、これは審議の過程においても、またいま計論の内容においても、いろいろ御議論のあつたところであります。御賛成を願いたいと思います。

第一は、漁業権等の収用については、いろいろ論議があつたところであります。御承知のとおり、沿岸漁業の最近の推移に応じて、それに対する対策として、政府及び国会が沿岸漁業の振興の方策を観意進めておる段階でござります。そういう際にあつて、沿岸漁業における漁業権あるいはいま討論の中になりましたような入漁権等を公共事業のために収用いたします場合において、そういう権利者の人々の将来の

生計を十分に尊重するということは当然であります。それに対する生活再建の道について、種々総合的な方策を講ぜられることを期待する、こうい

うことであります。

第二の、特定公共事業における建設大臣のいわゆる代行裁決の規定は、先ほど討論の中にも申し上げましたように、これは異例の措置であります。い

わば公共事業を遂行する場合の伝家の宝刀でありますから、もちろんみだりに乱用すべきものではないのであります。これもその趣旨を十分尊重された

いということであります。

第三は、一般公共事業を行ないます場合に当然起つてくる問題であります。私が私権と国民的利益との調整の問題であります。公共事業の対象地となる、土地が取り上げられる、あるいは買取される、そういう場合に、それを基盤とする生活者将来の生活について、第一の漁業権の場合と同様に、やはり将来の生活の基盤を確立するための総合的な対策を講ぜられることが適当である、こういうことを十分に御配意されるべきであるということです。

○丹羽委員長 御賛成を願いたいと思います。

○丹羽委員長 以上で趣旨の説明は終りました。

本動議について、別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

その決議の案文は、お手元にお配りしてございますので、煩を避けまして、朗読することを省略させていただきます。

その決議の案文は、お手元にお配りしてござりますので、煩を避けまして、朗読することを省略させていただきます。

○丹羽委員長 次に、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案の三案を一括議題として審査を進めます。

○丹羽委員長 以上で附帯決議は終りました。

〔報告書は附録に掲載〕

○丹羽委員長 附帯決議は附録に掲載いたしました。

○丹羽委員長 起立總員。よつて、本動議は可決され、本案に対し戸瀬山三男君外二名提出の動議のとおり、附帯決議を付することに決定いたしました。

〔参考〕  
〔賛成者起立〕  
土地収用法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、本法の施行に当たつて

ます。ただし、過去におきました。この際、建設大臣から発言を求める所であります。

河野建設大臣。ただいま附帯決議として御議論いただきましたその精神を體しまして、慎重に、万過漏ないよう

にやつてまいりたいと思います。

○河野国務大臣 ただいま議決いたしました。本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありますか。

○丹羽委員長 ただいま議決いたしました。本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丹羽委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○丹羽委員長 次に、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案の三案を一括議題として審査を進めます。

○阪上委員 誰も御質問がありません。許します。阪上安太郎君。

○阪上委員 ただいま議題になりまし

た近畿圏整備法に関連する二法案につ

いて、御質問い合わせたいと思います。

近畿圏といふものは、これは決定した

のですが、どうなんですか。

○八巻政府委員 近畿圏の範囲につきましては、近畿圏整備法で、その第二条の規定におきまして、きまっておる

○阪上委員 私はそんなことは聞いてない。近畿圏法の第二条によつてきまつて、政令で除く範囲といふものがあるではないか。それは一体どういうふうになつてゐるかということを聞いている。

○八巻政府委員 法律第一条では「近畿圏」とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域（政令で定める区域を除く。）となつております。この、「政令で定める区域を除く。」となつておますが、たゞいまのところは、この範囲から除くということを政令で定めておるものはどうしません。

○阪上委員 これは「政令で定める区域を除く。」となつておますが、たゞいまのところは、この範囲から除くといふことを政令で定め

出てくる、こういふうな折衝面におきまして、そういうような必要な事態が起るといふことも予想されるわけである。だから近畿圏でございますが、たゞいまのところは、政令で除外しておるという段階ではございません。

○阪上委員 ただいま計画と言われるには、おそらく整備計画あるいは基本整備計画だと思うのですが、それを目下作業中であるから、したがつて、それがきつたあとでなければ、近畿圏というものは確立しないのだ、こういう意味ですか。

○阪上委員 近畿圏の定義は、すでに二府六県というふうに範囲がきまつておるわけでございまして、そのうちの一部を政令で除くようになつておるわけでございます。あくまでも近畿圏というのは、広い意味ではこの二府六県、こういふうに考へてあります。

○阪上委員 そうすると、法律でもって「政令で定める区域を除く。」ということになるわけですね。

○八巻政府委員 政令でもって一部を除くといふことであり得るということを、これに保留してあるわけでありま

す。

○阪上委員 次に、同じく区域の指定についてであります、法の二条三項の既成都市区域、これは大阪市、神戸市、京都市及び連接する区域のうち政令で定めるもの、こういふことになつておるのであります。この既成都市区域といふものは、いままつておりません。将来の問題といたしまして、たとえば御指摘のように、福井県といううなものにつきましては、北陸開発計画といふものとダブる面が

出でるようになつておりますが、そのためして、そういうような必要な事態をきることは、すなわち近郊整備区画部会において、検討いたしておりますので、全体の区域の策定となりますので、たゞいま、整備審議会の下部機構でございます専門委員会の計画なども、法案ができまして、近畿圏はございません。

○阪上委員 近郊整備区域をきめるために二府六県といふように範囲がきまつておるわけでございまして、そのうちの一部を政令で除くようになつておるわけですが、あくまでも近畿圏といふのは、広い意味ではこの二府六県、こういふうに考へてあります。

○阪上委員 そなへば、政令でもって一部を除くといふことであり得るということを、これに保留してあるわけでありまして、これが近畿圏といふふうのことを考へてくるときに、特に三重県であるとか福井県というようなところにおいて、政令で当然除かなければならぬような場面があるのでないかと思うのですが、そういう必要性はない、したがつてそういうものは必要ないのだ、こういふうに考へられておるのであります。

○八巻政府委員 ただいまの段階におきましては、計画策定の段階でございまして、全県を一区としてのいろいろな統計調査等もございまして、したがいまして、たゞいま計画策定の段階におきましては、特に政令でもつてある特定の地域を除くといふ作業はいたしまして、たとえば御指摘のように、福井県といふうのものにつきましては、北陸開発計画といふものとダブる面が

ころなことはわかり切つておるのであって、問題になるのは、それに隣接するところの地域を既成都市の区域に指定するかしないかの問題なんですね。これをなぜ早くやらないのですか、何をしておるのであります。

○河野国務大臣 たいへん事務がおくれておることについてお小言でござりますが、法案ができまして、近畿圏の整備審議会が発足いたしまして、そして本格的に予算がついたのがことしからあります。そして人員の整備、大阪の出張所の機構の改革のできたものとおりでございます。したがつて、大阪事務所に人間をそろえることにしまして、仕事を始めたのは五月になつてからでございます。それまでは、去年の段階におきましては、本部に暫定の人をそろえている程度で、お小言をちらりとおりでございます。したがつて、大阪事務所に人間をそろえることにしまして、これは御承知のことでございます。これは御承知のかた。そこで地方自治を尊重するところに書いてござりますように、大阪市、神戸市、京都市並びにこれらと連絡する都市の区域の中での過度の集中を防止しなければならない、こういふうな密集の市街地といふものを政令で除くことになります。

○八巻政府委員 政令でもつて一部を除くといふことであり得るということを、これに保留してあるわけでありまして、これらにつきましてはほかの地域指定との関連もございますので、計画部会において、現段階において検討しておるわけでございます。

○阪上委員 そうあなた、逃げちゃいます。かねよ。作業をおくらしておいて、いかぬよ。その結果おこなつたことは私も知つております。さらにまた、都市開発区域の問題にいたしましてもなかなかきまつてこない。もちろん、新産都の場合もずいぶん苦勞なさつたことは私も知つております。さらにまた、関連法案をもつておこなつた問題については、関連法案もさることながら、手回しよくやり早く決定して告示をして、効力を発生させという方向に持つていかなければいけない。それがいまなおさらなさつたことは私も知つております。しかも、工業都市あるいは住居都市その他の都市といふような概念等につましても、あまり明白になつていません。それがいまだにおくれております。しかし、工業都市あるいは住居都市といふものにはまだおざりにしておる、それはおかしくしておきまして、この法律を早く整えて、そして手回しよくしておけといふことでございまから、その地元の審議会の決定に基づいて、この法案を提出した。こういうことでござりますから、その点御了承いただきたいたいと思います。





階でこれをやつしていくということは、総合性を非常に乱すのじゃないか、こういう考え方を持つわけなんです。どういふうですが、この点どうでしょか。

○河野国務大臣 御承知のように、現に大阪並びに近畿所在の都市が非常に過熱しておる、これを整備しようといふことは、どなたも御異論がないと思ひます。そういうふうだと、都市計画であります。そういたしますと、都市計画であらかじめ、こういう全部やらぬまでも、一応綱をかけて、こういうふうに、将来はこういう計画を立てる、したがつてここには高層建築もしくは永久建築は困りますよといふ線を引くということは、これは御承知のとおりであります。それと同時に、これらの地区においては、これ以上工場をつくったり、これ以上工場をつくったりの場合は、もう人口はますます過熱になる。したがつて工場をつくった学校をつくったりすることはもうお控えをいただきたいというのがこの法律の本旨でございまして、それをどこの市に適用するかということは、これから地元で御了解を得たならば、その法律は用意しておりますから、ひとつの町にやりましょうといふことである。しかしその行き先がなければだめじゃないかということになると、それが困る範囲においては、適用もまたいたしませんといふことでございまして、工場用地をどこに設定していくか、工場用地を希望される地区が、あるいは奈良方面にある、どこにある、それぞれの県に計画があるといふことでありますから、そういうもの

と見合つていけるだらうということになりますれば、暫定的にそれぞれの県の所在の都市にこの法律を適用すると過熱しておる、これを整備しようといふことは、どなたも御異論がないと思ひます。そういうふうに、将来はこういう計画を立てる、したがつてここには高層建築もしくは永久建築は困りますよといふ線を引くということは、これは御承知のとおりであります。それと同時に、これらの地区においては、これ以上工場をつくったり、これ以上工場をつくったりの場合は、もう人口はますます過熱になる。したがつて工場をつくった学校をつくったりすることはもうお控えをいただきたいというのがこの法律の本旨でございまして、それをどこの市に適用するかといふことは、これから地元で御了解を得たならば、その法律は用意しておりますから、ひとつの町にやりましょうといふことである。しかしその行き先がなければだめじゃないかといふことになると、それが困る範囲においては、適用もまたいたしませんといふことでございまして、工場用地をどこに設定していくか、工場用地を希望される地区が、あるいは奈良方面にある、どこにある、それぞれの県に計画があるといふことでありますから、そういうもの

と見合つていけるだらうということになりますれば、暫定的にそれぞれの県の所在の都市にこの法律を適用すると過熱しておる、これを整備しようといふことは、どなたも御異論がないと思ひます。そういうふうに、将来はこういう計画を立てる、したがつてここには高層建築もしくは永久建築は困りますよといふ線を引くということは、これは御承知のとおりであります。それと同時に、これらの地区においては、これ以上工場をつくったり、これ以上工場をつくったりの場合は、もう人口はますます過熱になる。したがつて工場をつくった学校をつくったりすることはもうお控えをいただきたいというのがこの法律の本旨でございまして、それをどこの市に適用するかといふことは、これから地元で御了解を得たならば、その法律は用意しておりますから、ひとつの町にやりましょうといふことである。しかしその行き先がなければだめじゃないかといふことになると、それが困る範囲においては、適用もまたいたしませんといふことでございまして、工場用地をどこに設定していくか、工場用地を希望される地区が、あるいは奈良方面にある、どこにある、それぞれの県に計画があるといふことでありますから、そういうもの

と見合つていけるだらうということになりますれば、暫定的にそれぞれの県の所在の都市にこの法律を適用すると過熱しておる、これを整備しようといふことは、どなたも御異論がないと思ひます。そういうふうに、将来はこういう計画を立てる、したがつてここには高層建築もしくは永久建築は困りますよといふ線を引くということは、これは御承知のとおりであります。それと同時に、これらの地区においては、これ以上工場をつくったり、これ以上工場をつくったりの場合は、もう人口はますます過熱になる。したがつて工場をつくった学校をつくったりすることはもうお控えをいただきたいというのがこの法律の本旨でございまして、それをどこの市に適用するかといふことは、これから地元で御了解を得たならば、その法律は用意しておりますから、ひとつの町にやりましょうといふことである。しかしその行き先がなければだめじゃないかといふことになると、それが困る範囲においては、適用もまたいたしませんといふことでございまして、工場用地をどこに設定していくか、工場用地を希望される地区が、あるいは奈良方面にある、どこにある、それぞれの県に計画があるといふことでありますから、そういうもの

と見合つていけるだらうということになりますれば、暫定的にそれぞれの県の所在の都市にこの法律を適用すると過熱しておる、これを整備しようといふことは、どなたも御異論がないと思ひます。そういうふうに、将来はこういう計画を立てる、したがつてここには高層建築もしくは永久建築は困りますよといふ線を引くということは、これは御承知のとおりであります。それと同時に、これらの地区においては、これ以上工場をつくったり、これ以上工場をつくったりの場合は、もう人口はますます過熱になる。したがつて工場をつくった学校をつくったりすることはもうお控えをいただきたいというのがこの法律の本旨でございまして、それをどこの市に適用するかといふことは、これから地元で御了解を得たならば、その法律は用意しておりますから、ひとつの町にやりましょうといふことである。しかしその行き先がなければだめじゃないかといふことになると、それが困る範囲においては、適用もまたいたしませんといふことでございまして、工場用地をどこに設定していくか、工場用地を希望される地区が、あるいは奈良方面にある、どこにある、それぞれの県に計画があるといふことでありますから、そういうもの



○加藤(高)委員長代理 次会は、明後二十九日金曜日、午前十時より理事會、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十二分散会